

城北中学校区新統合小学校

建設基本計画

**令和 3 年 12 月
飯 山 市**

目 次

1 章	基本計画の位置付け	----- 1
2 章	飯山の新たな学校づくり計画	----- 2
3 章	飯山市第2次教育大綱	----- 3
4 章	基本計画	
1	新統合小学校の目指す子どもの姿・ 重点となる教育等	----- 4
2	城北中学校区新統合小学校づくりの コンセプト（考え方）	----- 5
3	開校に向けた取り組み及びスケジュール	----- 6
4	計画地の状況	----- 7
5	学校規模	----- 8
6	主な想定施設	----- 9
7	施設の特色	----- 10
8	通学路・通学方法	----- 11
9	放課後児童クラブ	----- 12

城北中学校区新統合小学校建設基本計画

I章 基本計画の位置付け

I章 基本計画の位置付け

飯山の新たな 学校づくり計画

「飯山市保育園・学校課題検討委員会」「飯山市学校・保育園適正規模等検討委員会」の答申内容に基づき、令和3年1月に策定いたしました。

○飯山の新たな学校の目指す姿

① 目指す姿

子どもの目指す姿「自己教育力を持ち、自分の夢の実現に向け、新たな時代を生き抜く力を持つ子ども」

② 小学校適正規模について

③ 新たな学校づくりの施策

④ 小学校配置

城南・城北中学校区毎それぞれに1校の統合小学校配置とする

⑤ 統合小学校の具体的な位置・整備方法等について

城北中学校区統合小学校については「城北中学校グラウンド」が最適地であることなどから、新設による統合小学校整備を進める

⑥ 中学校適正規模・配置等についてほか

基本計画

- 「飯山の新たな学校づくり計画」に基づく、必要な機能、施設の特色や、スケジュールに関する基本的な考え方
- 教育方針、教育内容に関する基本的な考え方
- 通学路、通学方法に関する基本的な考え方
- 児童クラブ整備に関する基本的な考え方

基本設計

- 新統合小学校の建物の構造や配置、間取り、外観、面積、概算工事費、想定年間維持管理費などを基本設計図書としてまとめるもの
- 新統合小学校の具体的な完成時の姿が明確になるのはこの段階

実施設計

- 新統合小学校の校舎やグラウンドなどの詳細な設計や工事費の積算を行うもの

2章 飯山の新たな学校づくり計画

少子化等により、飯山市の学校・保育園について多くの課題が出てきていることから、これらの課題に取り組むため、検討委員会を設置し審議いただきました。

●「飯山市保育園・学校課題検討委員会」

平成29年7月に立上げ、飯山市の子どもにとって望ましい保育・教育環境の将来像について2年かけて審議いただき、平成31年1月に答申を受けました。

●「飯山市学校・保育園適正規模等検討委員会」

上記「課題検討委員会」の答申を受け、具体的な適正規模等について検討いただくため、令和元年7月に立上げ、学校の適正規模・配置等の具体的な内容について審議いただき、令和2年1月に答申を受けました。

この答申内容に基づき、飯山市教育委員会として、子どもの目指す姿を「自己教育力を持ち、自分の夢の実現に向け、新たな世代を生き抜く力を持つ子ども」と定め、飯山の新たな学校づくり計画を策定しました。

～飯山の新たな学校の目指す姿より～

小学校適正規模について

児童にとって必要な環境として、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、話し合い、協力し合い、切磋琢磨することは重要であり、上記に示された「子どもの目指す姿」の観点からも1学年複数学級による交流の確保とグループ学習なども考慮した1クラス18人（4人以上4グループなど）以上のクラス編成が望ましい。

通学方法について

教育委員会で現在の通学方法の見直しも含め検討をした後、「通学方法検討委員会（仮称）」を立ち上げ、決めていきたいと考えます。

児童クラブ等について

小学校統合に伴い、児童クラブ・児童センターについても統合が必要になります。

城北中学校区統合小学校の新たな児童クラブ・センターについては、統合小学校と併設するのか、歩ける範囲に施設を整備するのか、どんな機能を整備するのかなどの検討が必要となりますので、本委員会で検討します。

保育園の適正規模・配置等について

保育園については、答申にあるとおり、統合小学校の位置等が決定した段階で適正規模・配置等について新たな委員会を設置し検討していきます。

3章 飯山市第2次教育大綱

目指すべき姿

『自己教育力を持ち、自分の夢の実現と、持続可能な新たな時代を創る子ども』の育成

目指す姿実現に向けて

目指す姿実現に向けて、施策の柱を中心に進めていくことが大事です。

施策の柱として、これまでの5つの柱に「飯山の新たな学校づくり計画」で示している4項目を加え、SDGsの目標も加味しながら進めます。

- 夢に向かい、自分の道を切り拓き、たくましく生き抜く力を育てる教育の実践
- ふるさとを知り、ふるさとを愛する、地域に根ざした教育の実践（ふるさと教育）
- 国際感覚を養い、新しい時代に生きる力を育てる教育の実践（グローバル教育・ICT教育）
- 個性や多様性を尊重し、共生社会をつくるための豊かな人間性を育てる教育の実践
- 地域・家庭・学校が連携して教育力を高め、地域に学ぶ生涯学習の実践



- 基礎的学力を身につけることのできる教育（基礎的学力の保障）
- 答えのない問い合わせ自分で考え解決する、「自己教育力」が伸びる教育（自学自習の態度）
- 級友と討論し、集団で多様な考え方についてふれ、課題解決をする教育（対話的な学び）
- 小学校低学年から、将来なりたい自分をみつけ、学び続けるキャリア教育（小中高連携）



- 全ての子どもが、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い小中学校教育の推進（持続可能な社会づくり）

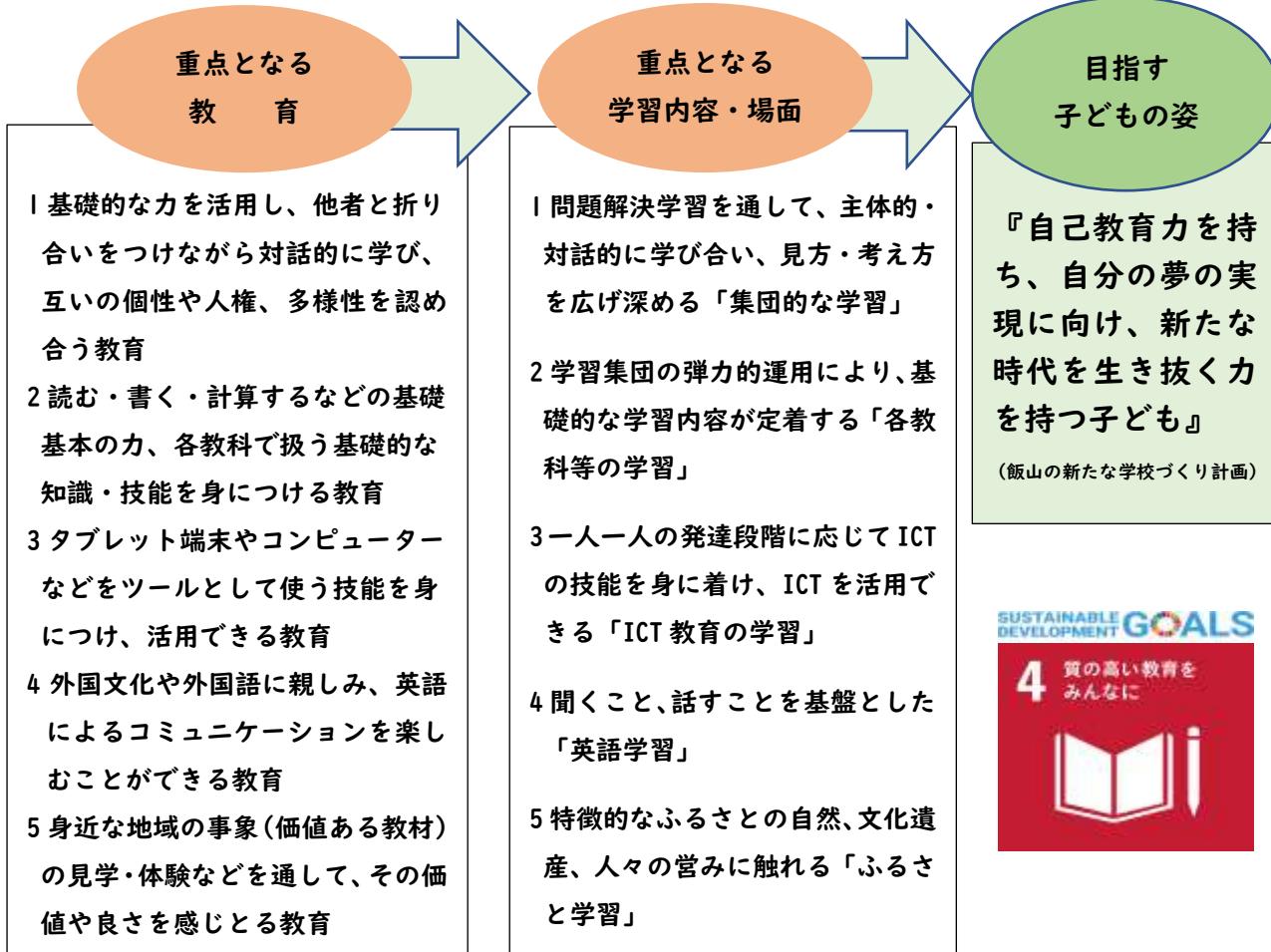
第2次教育大綱の柱

「目指す姿」に向けた、子どもから大人まで全ての市民を対象にした飯山市第2次教育大綱推進のための6つの施策の柱

- I 『生き抜く力』を育むため、「自己教育力」と多様な考えに触れ課題解決する教育の実践
- II 公正で質の高い学力の保障と、将来なりたい自分のために必要な資質を磨く教育の実践
- III 国際化・ICT化とともに地球環境に対応し、自らの能力を磨く教育の実践
- IV ふるさと飯山を知り、飯山を愛し、飯山を担う「いいやまっ子」に育つ教育の実践
- V お互いを知り、助け合う心が育ち、共生社会が実現するための教育の実践
- VI 地域・社会に支えられ、子どもが飯山を誇りに思う生涯学習・生涯スポーツの実践

4章 基本計画

I 新統合小学校の目指す子どもの姿・重点となる教育等



新統合小学校の目指す教育を実現するための取組

- ① ◎ 児童・生徒の発達段階に配慮し、学習内容の系統性を意識した『小中連携カリキュラム』の作成
 - ② ◎ 幼保→小、小→中の接続を大切にした、幼保から高校までの『キャリア教育』の道筋の明確化
 - ③ ◎ 児童数や児童の実態に応じた適正な規模の学級数のほか、学年担任制・教科担任制・少人数学習・習熟度学習等が、学習内容や教科等によって『弾力的に運用』できる教育環境（場、人、もの）の具体化
 - ④ ◎ 小学校1年生から中学校3年生までを見通した『小中連携 ICT 教育カリキュラム』の作成
 - ⑤ ◎ 小学校3年生から中学校3年生までを見通した『小中連携英語教育カリキュラム』の作成
 - ⑥ ◎ 「ふるさと学習副読本」を作成し、南北二つの中学校区の地域教材が、小学校1年生をはじめとして、中学卒業までに履修できる『ふるさと学習カリキュラム』の作成
 - ⑦ ◎ ICT 教育や小学校英語・英語活動など、近年新たに導入された教育の実現に向けた教員研修の計画
 - ⑧ ◎ ICT 教育や英語教育の加配教員を中心とした、専門的で充実した教育研究
 - ⑨ ◎ 育てたい子ども像へのアプローチがしやすい、新小学校の『日課表』や『時間割』の編成
 - ⑩ ◎ 共生社会の担い手となるために、隣接の福祉施設・中学校等との交流教育
 - ⑪ ◎ 体力の向上、心身の安定、生活リズムづくりに向けた健康教育（保健体育等）の充実
- (◎は、統合小学校の開校により、一層の推進が期待できる取り組み)

2 城北中学校区新統合小学校づくりのコンセプト（考え方）

コンセプト		主な内容
1 安心・安全でほっとできる学校		<ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい避難経路、避難しやすい施設配置 不審者侵入に備えた職員室等の配置・防犯カメラ設置等、十分な防犯機能の整備 冬期間の降雪・積雪にも安全・快適に過ごすことができる施設 高断熱建材、冷暖房設備の設置など、快適な学習環境の整備 スクールバスを含め自動車と児童の動線を分ける配置
2 ICT教育・英語教育や学力向上と学力保障を進める学校		<ul style="list-style-type: none"> プログラミングを含めたICT教育を円滑に実践できる学校 映像や音声教材を活用しながら、英語教育を活発に実践できる学校 高学年における教科担任制に配慮した施設（準備室、学習室など）
3 ユニバーサルデザインを考慮した学校		<ul style="list-style-type: none"> フラットな床、広い廊下・昇降しやすい階段 子どもの多様性に対応した空間の整備 エレベーターの設置
4 地域交流も含めふるさと学習を積極的に進める学校		<ul style="list-style-type: none"> 地域住民と児童との交流や、地域住民の活動に利用等ができる空間・体育館等 飯山市や城北中学校区地域の魅力を学べる空間（室など）
5 キャリア教育を含め小中連携を推進する学校		<ul style="list-style-type: none"> 小中学校で共有可能な施設・空間 飼育や栽培、スキー学習を始め、多様な学習体験ができる施設 小中合わせて9年間の学びを確かなものにするための健康教育（体力向上、心身の安定、生活リズムづくり等）が推進できる施設・設備
6 大規模感染症や大災害など非常時に対応できる学校		<ul style="list-style-type: none"> 大地震にも対応できる耐震化構造を有した学校 大規模感染症などにも対応できる学習環境（自宅でのオンライン学習など）の整備 災害時の避難場所としても対応できる学校施設 停電時でも使用できる学校施設
7 カーボンニュートラルやSDGsに対応する環境に配慮した学校		<ul style="list-style-type: none"> 自然景観等に配慮した学校 太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した施設・設備 断熱・節電等、エネルギーに配慮した施設 長野県産材を活用した施設 施設内の雨水対策に配慮した学校
8 その他		<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブとの連携に配慮した学校

3 開校に向けた取り組み及びスケジュール

開校に向け以下の内容に取り組みます。

(1) 新統合小学校の基本設計【令和3年度】

新統合小学校建設基本計画検討委員会の意見を取り入れ、建設基本計画に沿った基本設計を行う。

(2) 新統合小学校建設基本計画検討委員会での学校づくりの検討及び基本計画策定【令和3年度】

子どもが夢と希望をもって通いたくなる学校、また保護者が通わせたいと思う学校づくりに向け、新小学校の校舎や設備、児童クラブの場所等について市と地域住民で組織する建設基本計画検討委員会においての検討、地域懇談会での住民への説明・意見聴取を経て、新統合小学校建設基本計画を策定する。

(3) 新統合小学校の実施設計及び建築工事【令和4年度～6年度】

令和4年度に実施設計、5～6年度に校舎建築工事を行う。

(4) 通学方法の検討【令和4年度】

通学方法検討委員会において、新統合小学校の通学路や通学方法等を検討する。

(5) 各種小中連携教育カリキュラム【令和3年度～6年度】

小中連携カリキュラムのほか、ICT教育・英語教育・ふるさと学習の各小中連携カリキュラム実施に向けた研究及び実施準備等を行う。

(6) 開校準備【令和5年度～6年度】

新小学校の校名・校章・校歌の選定、備品等の整備及び移動計画の作成、統合する4小学校の児童交流等を行う。

(7) その他

既存4小学校の閉校記念事業及び後利用の検討、保育園等の適正規模等の研究を行う。

	R3	R4	R5	R6	R7
建設基本計画等	建設基本計画策定 地域懇談				
建設基本計画検討委員会(児童クラブ設置含)	建設基本計画検討 委員会での検討				
統合小学校整備関係	フローラル審査委員会 基本設計 地質調査 敷地調査 レベル測量	実施設計	統合小学校建設工事監理 建設業者選定・契約	統合小学校建設工事	新統合小学校開校
開校準備	教育委員会での通学方法検討 小中連携カリキュラムの研究	開校準備委員会 通学方法検討委員会 校歌校章作成等 各校交流他	小中連携カリキュラムの実施準備		
その他	保育園適正規模等研究委員会設立 児童クラブ検討委員会	保育園適正規模等研究委員会(臨時開催) 学校施設後利用検討・委員会設置 既存小学校の閉校記念事業			

4章 基本計画

4 計画地の状況

所在地	飯山市大字照里字隠里 2912-1 ほか
面積	約 20,000 m ²
用途地域	無指定
防火・準防火地域	指定なし
建ぺい率	—
容積率	—
周辺道路等	(北側) 市道 7-507 号線 幅員 6.0m+歩道 2.5m (東側) 市道 7-215 号線 幅員 5.5m 市道 7-317 号線 幅員 6.0m
道路斜線	—
隣地車線	—
埋蔵文化財	照丘遺跡

○新統合小学校建設設計画地の現況写真



4章 基本計画

5 学校規模

小学校統合による学年毎の児童数及び県学級編成基準35人での想定学級数は以下のとおりです。

令和3年5月1日現在

学校名	7年度		12年度(推計)	
	児童数	学級数	児童数	学級数
城北中学校区 新統合小学校	1学年	41	2	30
	2学年	39	2	34
	3学年	35	1	34
	4学年	41	2	38
	5学年	38	2	38
	6学年	59	2	41
	小計	253	11	215
	特別支援		4	4
	計	253	15	215
				13

- * 1学級の児童数が30人を超えて35人以下になるときは、その時の児童の実態や状況によって、2学級編成または、1学級2人担任制・1学級編成による少人数学習や習熟度学習等、「弾力的な運用」ができるものとする。

6 主な想定施設

教室	普通教室（12）、特別支援教室（4）、学習室 ※（ ）内数字は想定室数
特別教室	図書室、理科室及び理科準備室、図工室及び図工準備室、音楽室及び音楽準備室、家庭科室（調理室・被服室・家庭科準備室）、外国語教室、多目的室（PTA・地域交流及び学習資料展示等）
管理諸室	職員室、印刷室、校長室、事務室、会議室、保健室、教育相談室、給食棟（厨房・休憩室等）、資料室、教材室（準備室）、職員休養室、職員更衣室、職員トイレ、放送室、用務員室、機械室
生活交流空間等	玄関、昇降口、階段、廊下、児童トイレ（多目的トイレ含）、手洗い所、ラウンジ（交流空間施設）、エレベーター、シャワー施設
体育施設	体育館、グラウンド、プール（25m+低学年用プール：更衣室等含む）、スキー室
外構ほか	駐車場（教職員・来賓等：保護者は城北中学校と共有も検討）、花壇、植栽、動植物育成施設（学級菜園等）、屋外遊具、屋外多目的スペース、放課後児童クラブ、その他付属建物等（倉庫他）、冬期堆雪スペース

7 施設の特色

主な施設整備	城北中学校区新統合小学校の特色
外観	周囲の自然に調和した外観（色・形状）とする。
屋根	積雪対応の屋根構造とし、落雪防止に配慮する。 ソーラーパネルの設置なども検討する。
内装	内装には、長野県産木材を活用し、「木のぬくもり」のある校舎とする。
普通教室	1学年2学級の30人規模学級を基本に整備し、1人1台PC端末使用に対応した広さを備えた教室とする。また多様な学習や少人数学習にも対応できる工夫をする。
廊下	ユニバーサルデザインや弾力的な学習ができるよう、多目的スペース兼廊下として有効な幅員を確保する。
階段	ユニバーサルデザインとして、段差を低くすることや幅員を広げるなど、誰もが昇降しやすい階段とする。
図書室	4校の本が持ち込めるなど、一定規模の大きさ（蔵書1万冊程度）で子どもが利用しやすい配置とするほか、コンピューター教室の機能も兼ね備えた情報の収集や発信の拠点となるような施設とする。
体育館	中学生の部活や社会体育施設としても必要十分な面積を備えた施設とし、夏期の使用や避難所として利用するために必要な通風や換気ができる施設とする。
動植物育成施設	キャリア教育や生きる力を育てるため、学級園など動植物を育成するための環境施設を整備する。
グラウンド	トラックは外周160m、また直線100mがとれる広さのグラウンドとする。また、避難所として自動車乗り入れ可能な構造とする。

4章 基本計画

8 通学路・通学方法

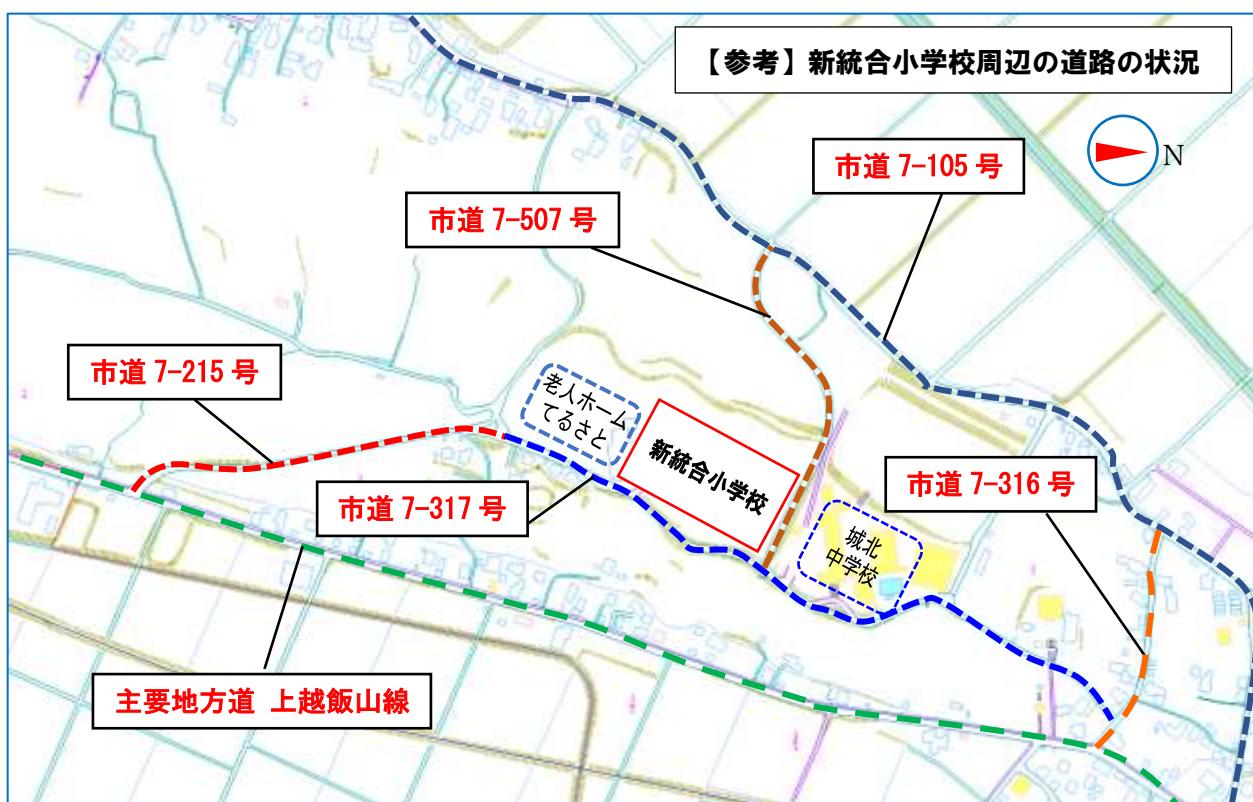
(1) 通学路

- ・新統合小学校に隣接し、城北中学校や老人ホームがあり、統合小学校開校によりさらに交通量が増えることが予想される。統合小学校東側市道については安全な通学が確保できるよう、歩道の設置等も含め道路管理者と協議し、必要に応じ関係機関に要請する。
- ・その他、統合小学校周辺道路についても、「通学路における緊急合同点検実施要領(文部科学省、国土交通省、警察庁)」に基づく飯山市の合同点検結果も踏まえ、通学路の安全確保を図る。
- ・具体的な通学路の設定については、通学方法検討委員会(※)で検討する。

(2) 通学方法

- ・徒歩及びスクールバス(マイクロバス)を基本とする。
- ・スクールバス送迎の範囲、バス停の位置等は、通学方法検討委員会にて検討する。
- ・児童の安全な通学のため、夏期(4月～11月)・冬期(12～3月)によって、スクールバス送迎のあり方を考える。通学方法検討委員会にて検討する。

※通学方法検討委員会・・・令和4年度設置



4章 基本計画

9 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が共働きなどの理由により、放課後保護者が不在となる児童に対し生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図るための施設で、城北中学校区の各小学校にも放課後児童クラブ（戸狩小学校は児童センター）がそれぞれ設置されている。

小学校統合にあたり、学校からの移動、学校施設（体育館・校庭など）の利用、学校との連携などを考慮し、各小学校の児童クラブ等も統合し統合小学校に併設する。

また併設であることから、統合する放課後児童クラブについては、統合小学校と同時に建設する必要があるため、新統合小学校の基本設計において建設位置を位置づける。

なお、施設の機能・特色・運営方法（施設の開所時間等）などについては、別途児童クラブ検討委員会を組織し検討を行う。

※児童クラブ検討委員会…令和4年度設置

【参考：放課後児童クラブと児童センターについて】

○放課後児童クラブ

保護者が就労等の理由により、放課後に児童を保育できない家庭の小学生（1～6年生）が利用する施設で、利用できるのは登録された児童のみ。また、おやつ代等の利用料（月額3,000円程度）を徴収。

利用児童は、放課後学校から直接施設に行き、帰宅は保護者の迎えが必要。

○児童センター

児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにすることを目的とする施設で、全ての児童（18才以下）が利用できる。また、遊戯室・図書室・広場等の設置が必要。施設への来館は原則自由で利用料は無料だが、おやつ等の支給は無し。

利用児童は、放課後一旦帰宅したうえで施設を利用。

